

令和2年第2回定例会（12月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

令和2年12月2日

健 康 福 祉 部

# 目 次

## ◎ 補正予算関係

1	歯科保健医療推進事業	(健康づくり推進課)	.....	1
2	新興感染症対策事業	(保健・疾病対策課)	.....	2
3	医療提供体制整備費補助事業	(医務薬事課)	.....	4
4	医療保健福祉計画推進事業	(医務薬事課)	.....	5
5	在宅医療推進支援事業	(医務薬事課)	.....	6
6	救急医療対策事業	(医務薬事課)	.....	7
7	医療従事者養成事業	(医療人材対策室)	.....	8

## ◎ 議案関係

1	公の施設の指定管理者の指定について	.....	9
---	-------------------	-------	---

# 事業概要

健康づくり推進課

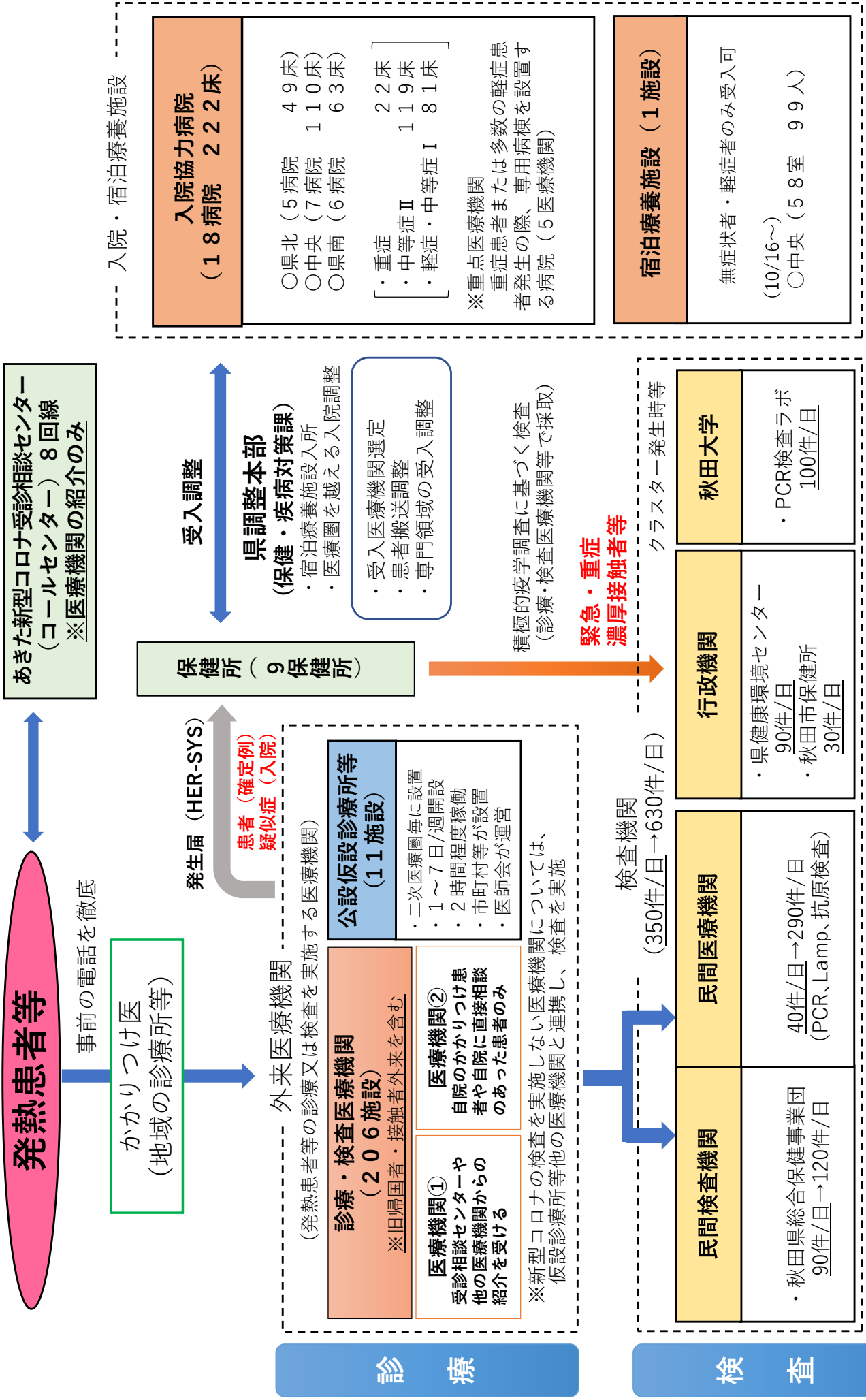
事業名	内 容
<p>歯科保健医療推進事業                      (新 災害時歯科保健医療提供体制整備事業)</p> <p style="text-align: right;">9,943千円</p> <p>(国 9,943)</p>	<p>1 事業目的                      災害時における歯科保健医療の提供体制の充実・強化を図るため、歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動の実施に必要な器具・機材を整備する。</p> <p>2 実施主体                      (一社) 秋田県歯科医師会                      (一社) 秋田市歯科医師会</p> <p>3 事業内容                      災害時の歯科保健医療の提供に必要なポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の器具・機材の整備に要する経費に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費 災害時の歯科保健医療の提供に必要な器具・機材の購入費</li> <li>・補助率 国10/10</li> <li>・補助上限 1団体当たり5,000千円</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>【整備予定器具・機材】</b>                          携帯型歯科用ユニット、歯科用切削器具、歯科用X線装置、車イス、体位保持装置、ライト、発電機 等</p> </div>

## 事 業 概 要

保健・疾病対策課

事 業 名	内 容
<p>新興感染症対策事業</p> <p style="text-align: center;">144,500千円</p> <p>(⊖ 144,500)</p>	<p>1 事業目的</p> <p style="padding-left: 20px;">新型コロナウイルス感染拡大に備え、必要な医療体制等の強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p style="padding-left: 20px;">⑨ 診療・検査医療機関体制整備事業</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 診療・検査医療機関体制整備協力金支援事業</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">142,500千円</p> <p style="padding-left: 20px;">インフルエンザ流行期の発熱患者等に対応する地域の身近な医療機関に対し、感染拡大防止や危険手当等に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 診療・検査医療機関 (300医療機関を想定)</li> <li>・ 補助額 新型コロナ検査医療機関 500千円           その他医療機関 250千円</li> <li>・ 補助率 県10/10</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">(2) 診療・検査情報管理支援事業 2,000千円</p> <p style="padding-left: 20px;">医療機関における受診者数や検査実施状況等の取りまとめ及び国への報告事務に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 (一社)秋田県医師会</li> <li>・ 補助率 県10/10</li> </ul>

# 秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図



あきた新型コロナウイルス受診相談センター  
(コールセンター) 8回線  
※医療機関の紹介のみ

入院協力病院 (18病院 222床)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県北 (5病院 49床)</li> <li>○中央 (7病院 110床)</li> <li>○県南 (6病院 63床)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症 22床</li> <li>・中等症Ⅱ 119床</li> <li>・軽症・中等症Ⅰ 81床</li> </ul> <p>※重点医療機関 重症患者または多数の軽症患者発生の際、専用病棟を設置する病院 (5医療機関)</p>
-----------------------	--

宿泊療養施設 (1施設)	<p>無症状者・軽症者のみ受入可</p> <p>(10/16~)</p> <p>○中央 (58室 99人)</p>
--------------	---

保健所 (9保健所)

県調整本部 (保健・疾病対策課)

- ・宿泊療養施設入所
- ・医療圏を越える入院調整
- ・受入医療機関選定
- ・患者搬送調整
- ・専門領域の受入調整

積極的疫学調査に基づき検査 (診療・検査医療機関等で採取)

公設仮設診療所等 (11施設)

- ・二次医療圏毎に設置
- ・1~7日/週開設
- ・2時間程度稼働
- ・市町村等が設置
- ・医師会が運営

※新型コロナウイルスの検査を実施しない医療機関については、仮設診療所等他の医療機関と連携し、検査を実施

民間検査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県総合保健事業団 90件/日→120件/日</li> </ul>
民間医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>40件/日→290件/日 (PCR、Lamp、抗原検査)</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県健康環境センター 90件/日</li> <li>・秋田市保健所 30件/日</li> </ul>
秋田大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査ラボ 100件/日</li> </ul>

※このほか、診療・検査医療機関等で抗原検査キットを活用

令和2年11月16日現在

# 事業概要

## 医務薬事課

事業名	内 容																																														
<p>医療提供体制整備費補助事業</p> <p style="text-align: center;">33,116千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(国)</td> <td style="text-align: right;">14,616</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(入)</td> <td style="text-align: right;">10,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td style="text-align: right;">7,700</td> </tr> </table> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	(国)	14,616	(入)	10,800	(一)	7,700	<p>1 事業目的</p> <p style="padding-left: 20px;">地域医療提供体制の充実・強化を図るため、へき地医療等を行う医療機関の設備整備に対して助成する。</p> <p>2 事業内容（国からの内示に伴う補正）</p> <p>(1) 遠隔医療設備整備事業</p> <p style="padding-left: 40px;">・補助率 国1/2</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>由利本荘医師会病院</td> <td style="text-align: center;">8,882</td> <td style="text-align: center;">14,855</td> <td style="text-align: center;">4,441</td> <td>遠隔読影システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) へき地診療所設備整備事業</p> <p style="padding-left: 40px;">・補助率 国1/2</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大湯村診療所</td> <td style="text-align: center;">4,950</td> <td style="text-align: center;">16,500</td> <td style="text-align: center;">2,475</td> <td>X線画像診断システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) へき地医療拠点病院設備整備事業</p> <p style="padding-left: 40px;">・補助率 10/10（国1/2、県1/2）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿みなと市民病院</td> <td style="text-align: center;">15,400</td> <td style="text-align: center;">55,000</td> <td style="text-align: center;">15,400</td> <td>高圧蒸気滅菌装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) がん診療施設設備整備事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p style="padding-left: 40px;">・補助率 県1/3</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平鹿総合病院</td> <td style="text-align: center;">43,780</td> <td style="text-align: center;">32,400</td> <td style="text-align: center;">10,800</td> <td>デジタル式乳房用X線診断装置</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	由利本荘医師会病院	8,882	14,855	4,441	遠隔読影システム	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	大湯村診療所	4,950	16,500	2,475	X線画像診断システム	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	男鹿みなと市民病院	15,400	55,000	15,400	高圧蒸気滅菌装置	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	平鹿総合病院	43,780	32,400	10,800	デジタル式乳房用X線診断装置
(国)	14,616																																														
(入)	10,800																																														
(一)	7,700																																														
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																																											
由利本荘医師会病院	8,882	14,855	4,441	遠隔読影システム																																											
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																																											
大湯村診療所	4,950	16,500	2,475	X線画像診断システム																																											
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																																											
男鹿みなと市民病院	15,400	55,000	15,400	高圧蒸気滅菌装置																																											
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																																											
平鹿総合病院	43,780	32,400	10,800	デジタル式乳房用X線診断装置																																											

# 事業概要

医務薬事課

事業名	内 容										
<p>医療保健福祉計画推進事業                      (新 不整脈治療体制整備事業)</p> <p style="text-align: center;">71,497千円</p> <p>(入 71,497)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的                      県内で不足している不整脈治療(※1)の充実を図るため、地域医療構想調整会議での議論(※2)を踏まえ、当該治療を集中的に行う医療機関に対して支援する。</p> <p>2 事業内容                      市立秋田総合病院が新たに不整脈治療を行うために必要な医療機器の整備に対し助成する。</p> <p style="margin-left: 20px;">・補助率 県2/3</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 40%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立秋田総合病院</td> <td style="text-align: center;">153,207</td> <td style="text-align: center;">107,425</td> <td style="text-align: center;">71,497</td> <td>・心臓カテーテル検査処 理システム ・アブレーション装置等</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※1 不整脈治療(アブレーション治療)とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カテーテルの先から高周波電流を流して、不整脈の原因となっている心筋細胞を電気焼灼する治療</li> </ul> <p>※2 地域医療構想調整会議での議論の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想を進める上で、秋田周辺地域における一番の課題は、主要病院間の役割分担・機能分化であることが共通認識となっている。</li> <li>・令和2年7月に開催した秋田周辺地域医療構想調整会議専門部会にて、今後の循環器医療体制を協議した結果、市立秋田総合病院においてアブレーション治療を集中的に取り組んでいくことが了承された。</li> </ul> </div>	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	市立秋田総合病院	153,207	107,425	71,497	・心臓カテーテル検査処 理システム ・アブレーション装置等
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器							
市立秋田総合病院	153,207	107,425	71,497	・心臓カテーテル検査処 理システム ・アブレーション装置等							

# 事業概要

医務薬事課

事業名	内 容
<p>在宅医療推進支援事業</p> <p style="text-align: center;">6, 172千円</p> <p>(⊕ 6, 172)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的</p> <p>患者がどこにいても安心して医療が受けられる体制づくりを推進するため、地域の在宅医療提供体制の確保や構築に向けた事業に対して助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ⑧在宅医療設備整備等補助事業 3, 471千円</p> <p>①在宅療養支援病院設備整備事業 2, 492千円</p> <p>在宅療養支援病院による車椅子やストレッチャーでの乗車が可能な専用車両等の整備に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 能代山本医師会病院</li> <li>・対象経費 搬送車両、在宅診療機器の購入費</li> <li>・補助率 県1/2</li> </ul> <p>②在宅療養者のための診療所整備事業 979千円</p> <p>在宅療養者の通院時の利便性を向上させるための診療所の施設整備に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 秋桜ペインクリニック</li> <li>・対象経費 駐車場から玄関までの屋根の増設整備費</li> <li>・補助率 県1/3</li> </ul> <p>(2) ⑧医業承継支援事業 2, 701千円</p> <p>後継者を必要としている診療所と地域医療への従事を希望する医師とのマッチングを支援し、地域の医療提供体制の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 (一社) 秋田県医師会</li> <li>・対象経費 ニーズ調査、ホームページ設計等に要する経費</li> <li>・補助率 県10/10</li> </ul> <p>※来年度以降、ニーズ調査の結果をもとに、ホームページの立ち上げ、セミナーの開催、個別相談などマッチングに向けた取組を実施予定。</p>



# 事業概要

医務薬事課

事業名	内 容																						
<p>救急医療対策事業</p> <p style="text-align: right;">6, 615千円</p> <p style="font-size: 2em;">⊕</p> <p style="text-align: right;">5, 152</p> <p style="font-size: 2em;">⊖</p> <p style="text-align: right;">1, 463</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的</p> <p>救急患者の救命率を向上させ、県民が安心して暮らせる社会を形成するために、救急医療体制の円滑な運営及び向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ドクターヘリ運航事業 <span style="float: right;">4, 389千円</span></p> <p>ドクターヘリの運航に必要な設備の整備に対して助成する。</p> <p style="text-align: center;">・補助率 県10/10</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田赤十字病院</td> <td style="text-align: center;">4,389</td> <td style="text-align: center;">4,389</td> <td style="text-align: center;">4,389</td> <td>航空局無線設備等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 小児救急電話相談事業 <span style="float: right;">2, 226千円</span></p> <p>子育て中の保護者の不安軽減を図るため、小児救急電話相談の受付時間を深夜帯にまで延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">現 行</th> <th style="width: 60%;">延長後 (R3年2月～予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談時間</td> <td>19時30分～22時30分</td> <td>19時～翌朝8時</td> </tr> <tr> <td>委 託 先</td> <td>県医師会</td> <td>①19時～22時 県医師会 ②22時～翌朝8時 民間コールセンター</td> </tr> <tr> <td>回 線 数</td> <td>2回線 (看護師2名)</td> <td>①2回線 (看護師2名) ②1回線 (看護師1名)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">・事業費 2ヶ月分の民間コールセンター (深夜帯の電話相談業務) への委託費</p>	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	秋田赤十字病院	4,389	4,389	4,389	航空局無線設備等	項 目	現 行	延長後 (R3年2月～予定)	相談時間	19時30分～22時30分	19時～翌朝8時	委 託 先	県医師会	①19時～22時 県医師会 ②22時～翌朝8時 民間コールセンター	回 線 数	2回線 (看護師2名)	①2回線 (看護師2名) ②1回線 (看護師1名)
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																			
秋田赤十字病院	4,389	4,389	4,389	航空局無線設備等																			
項 目	現 行	延長後 (R3年2月～予定)																					
相談時間	19時30分～22時30分	19時～翌朝8時																					
委 託 先	県医師会	①19時～22時 県医師会 ②22時～翌朝8時 民間コールセンター																					
回 線 数	2回線 (看護師2名)	①2回線 (看護師2名) ②1回線 (看護師1名)																					

# 事 業 概 要

医療人材対策室

事 業 名	内 容
<p>医療従事者養成事業                      (新)理学・作業療法士実習指導者養成事業)</p> <p style="text-align: right;">495千円</p> <p>(人) 495</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的                      理学・作業療法士の養成に当たり、臨床実習施設の指導体制を確保するため、実習指導者が令和2年4月以降新たに修了することが求められている養成講習会の開催に対し助成する。</p> <p>2 実施主体                      理学・作業療法士養成機関（国立大学法人秋田大学）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 対象経費 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会の開催経費（需用費、役務費、使用料等）</p> <p>(2) 受講者 県内実習施設において指導に当たる実務経験4年以上の理学・作業療法士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士 58施設（150人程度）</li> <li>・作業療法士 73施設（100人程度）</li> </ul> <p>(3) 補助率 県1/2</p>

# 公の施設の指定管理者の指定について

健康福祉部

健康福祉部が所管する公の施設について、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、次に掲げる団体を指定管理者として指定する。

## 1 公の施設及び指定管理者となる団体

No.	施設名	候補者名
1	秋田県社会福祉会館	(福) 秋田県社会福祉協議会
2	秋田県陽光園	(福) 秋田県母子寡婦福祉連合会
3	秋田県北部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
4	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
5	秋田県南部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
6	秋田県点字図書館	(福) 秋田県社会福祉事業団
7	秋田県総合保健センター	(公財) 秋田県総合保健事業団
8	秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興(株)

## 2 指定の期間

- ・秋田県陽光園：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）
- ・その他の施設：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 3 今後のスケジュール

- ・12月議会の議決後、管理業務や指定期間、県が支払うべき費用などの基本的な事項について指定管理者と「基本協定」を締結する。
- ・2月議会の来年度予算の議決後、令和3年度の指定管理料等について指定管理者と「年度協定」を締結する。

## 【参考】選定までの経緯

- 債務負担行為の設定  
6月議会において、2の指定の期間に係る指定管理料の限度額を設定
- 「健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会」の開催
  - ・開催日：令和2年10月20日
  - ・委員構成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）
  - ・申請団体数：それぞれの施設について、各1者から申請
  - ・審査方法：各委員の評点をもとに、総合的観点から議論を行い、指定管理者の候補者を選定  
なお、「秋田県総合保健センター」については、理事長に副知事が就任しているため、選定委員会設置要綱の規定により内部委員（県職員）2名を除いた3名の外部委員により審査
  - ・審査結果：別紙のとおり

(別紙) 健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会の審査結果

1 秋田県社会福祉会館						
評点表						
	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：40点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：15点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：30点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：15点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
社会福祉法人秋田県社会福祉協議会	適	32.4	11.8	24.4	13.2	81.8
総合評価(選定結果)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉団体等の活動支援や身体障害者の健康増進など施設の基本的な業務について着実に実施できるものと見込まれる。また、日頃からの安全管理に加え、大規模災害発生時の施設の役割や運営に関する考え方も具体的に示されている。</li> <li>○ 会館PRフェスティバルの開催等の取組のほか、新たに、芸術・文化教室や、利用者からの要望が多い介護機器展示販売会を開催するなど、施設の利用促進に向けた具体的な提案が盛り込まれている。</li> <li>○ 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、当該施設を昭和61年度から良好に管理してきた実績を有している。</li> <li>○ 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会を「秋田県社会福祉会館」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。</li> </ul>						
2 秋田県陽光園						
評点表						
	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：40点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：15点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：25点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：20点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会	適	32.8	11.4	20.0	17.6	81.8
総合評価(選定結果)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な問題を抱えた入所者の人格や意向に十分に配慮した自立支援に向けた対応方針が具体的に示されている。</li> <li>○ 入所者を巡る問題の多様化・複雑化による処遇が困難なケースに対応するため、関係機関とのネットワークや弁護士、医師等の専門家との連携の強化など、問題解決を図るための具体的な方針が示されている。</li> <li>○ 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会は、昭和48年から当該施設の運営を受託し、平成18年からは指定管理者として運営しているほか、保育所、母子生活支援施設や県ひとり親家庭就業・自立支援センターも運営するなど、女性の保護及び自立支援に長年にわたり取り組み、安定した運営実績を有している。</li> <li>○ 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会を「秋田県陽光園」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。</li> </ul>						
3 秋田県北部老人福祉総合エリア						
評点表						
	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：35点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：35点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	適	28.4	16.0	29.6	8.8	82.8
総合評価(選定結果)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等を対象とする各種スポーツ大会や健康づくり教室、料理教室の開催やふれあい農園を利用した高齢者と子どもたちとの世代間交流事業の実施など、施設の利用促進への取組に関する提案が具体的である。</li> <li>○ 休憩(入浴)利用料金の特定の曜日や午後3時以降の割引、夜8時までの営業時間の延長(休憩(入浴)、屋内運動広場、会議室等)など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案がされている。</li> <li>○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成11年度から良好に運営してきた実績を有している。</li> <li>○ 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県北部老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。</li> </ul>						

#### 4 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

評点表						
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：35点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：35点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
	適	28.0	15.2	29.6	8.8	81.6

総合評価（選定結果）

- 笑い与健康トークショーや様々なスポーツ体験教室、夏・冬休みの親子体験教室（陶芸・七宝焼き）、利用者や地域住民を対象としたエリア感謝祭の開催など、施設の利用促進への取組に関する提案が具体的である。
- 休憩（入浴）利用料金の午後3時以降の割引、夜8時までの営業時間の延長（休憩（入浴）、屋内運動広場、会議室等）など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案がされている。
- 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成9年度から良好に運営してきた実績を有している。
- 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県中央地区老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。

#### 5 秋田県南部老人福祉総合エリア

評点表						
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：35点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：35点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
	適	28.0	15.2	29.6	7.8	80.6

総合評価（選定結果）

- 各種スポーツ大会、定期的な健康運動教室や趣味・創作活動教室、親子ふれあい創作教室、エリア2大まつりの開催など、施設の利用促進への取組に関する提案が具体的である。
- 休憩（入浴）利用料金の午後3時以降の割引、休憩（入浴）時間の夜7時までの延長、プール利用時間の延長など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案がされている。
- 地域住民との交流や道の駅巡り等の外出の機会の提供など、老人専用マンションの利用者に対する生きがいづくりや社会参加等に向けた取組も盛り込まれている。
- 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設のコミュニティセンターを昭和63年度から、老人専用マンションを平成3年度から良好に運営してきた実績を有している。
- 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県南部老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。

#### 6 秋田県点字図書館

評点表						
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	1 県民の平等利用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目的の効果的達成 <small>(満点：30点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実な管理を行う能力 <small>(満点：40点)</small>	5 施設の設置目的・性質に応じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合計 <small>(満点：100点)</small>
	適	24.2	15.2	33.4	8.8	81.6

総合評価（選定結果）

- 点字図書館として質の高い福祉サービスを実現し、適切な機能を保つために欠かせない点訳・音訳奉仕員の養成・研修や活動のための環境整備について、具体的な提案がされている。
- 利用者満足度調査の実施等により、多様化するニーズの把握やサービスの見直しを図るとともに、各種広報や小中学生を対象とした点字体験学習や職場体験の受入れなど、点字図書館の役割について理解を深めてもらう取組を積極的に行うなど、より良い施設運営に向けた具体的な提案がされている。
- 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を昭和60年度から良好に運営してきた実績を有している。
- 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県点字図書館」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。

## 7 秋田県総合保健センター

評点表						
	1 県民の平等利 用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目 的の効果的達 成 <small>(満点：35点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実 な管理を行う 能力 <small>(満点：35点)</small>	5 施設の設置目 的・性質に応 じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合 計 <small>(満点：100点)</small>
公益財団法人秋田 県総合保健事業団	適	30.3	16.0	30.0	8.7	85.0
総合評価（選定結果）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の健康増進に関する取組として、健康診査（人間ドック）受診日当日に結果を伝えながら実施する保健指導の強化や健康増進に関する啓発、オプション項目の充実など、具体的な方針が示されている。</li> <li>○ 人間ドック等の業務を円滑に実施するため、必要とされる人員の配置、資質向上のための研修の受講、検査機器等の安全管理や検診の精度管理などの具体的な方針が示されている。</li> <li>○ 公益財団法人秋田県総合保健事業団は、当該施設を昭和61年度から良好に管理してきた実績を有している。</li> <li>○ 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、公益財団法人秋田県総合保健事業団を「秋田県総合保健センター」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。</li> </ul>						

## 8 秋田県健康増進交流センター

評点表						
	1 県民の平等利 用の確保 <small>(確保されなければ失格)</small>	2 施設の設置目 的の効果的達 成 <small>(満点：35点)</small>	3 効率的な管理 <small>(満点：20点)</small>	4 適正かつ確実 な管理を行う 能力 <small>(満点：35点)</small>	5 施設の設置目 的・性質に応 じ定める基準 <small>(満点：10点)</small>	合 計 <small>(満点：100点)</small>
河辺地域振興株式 会社	適	28.4	14.0	27.2	7.8	77.4
総合評価（選定結果）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度以降は、新たな健康教室（二の腕シェイプアップ教室、フットケア教室、サルコペニア・フレイル予防教室、親子参加型足育教室など）の開催を予定し、子どもから高齢者まで幅広い利用者が楽しく健康増進に取り組めるような施設環境づくりを目指している。</li> <li>○ 入館料優待サービスや優待施設提携団体との提携サービスの提供、無料バスの運行などの利用者に対するサービス向上のための取組が具体的に示されている。</li> <li>○ 河辺地域振興株式会社は、当該施設を平成9年度から運営しており、地域団体と連携した地域活性化のための活動にも積極的に取り組んでいる。経営状況については、令和元年度は単年度黒字を計上するなど収支の改善が図られてきており、今後も引き続き経営の安定化に向けた取組を行うこととしている。</li> <li>○ 評点の合計及び上記評価から総合的に判断し、河辺地域振興株式会社を「秋田県健康増進交流センター」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。</li> </ul>						